

外国為替円決済制度施行細則

目 次

第1章 総則	4
第2章 参加銀行	8
第1節 資格の取得、喪失等	8
第2節 加入金および経費分担金の納付	16
第3節 決済制度事務の委託	18
第3章 交換決済手続	20
第1節 店 舗	20
第2節 支払指図	22
第3節 雑則	24
第4章 罰 則	28
第5章 雑 則	30

外国為替円決済制度施行細則

平成23年4月1日
事務委員会決議

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、外国為替円決済制度規則（以下「規則」という。）第47条〔付属規定〕の規定にもとづき規則の運営上必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において用いる用語の意義は、次によるほか、規則第2条〔定義〕に定めるところによるものとする。

コンピュータ接続行 「コンピュータ接続による日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」により、外国為替円決済制度関係事務について日銀ネットを利用することができる加盟銀行およびCLS銀行をいう。

(取引等)

第3条 規則第2条〔定義〕第5号に定める取引または行為は次のものをいう。

- 一 コルレス先円勘定の振替
- 二 円建送金代金（仕向・被仕向）
- 三 輸出入取引代金（円借款輸出代金を含む）
- 四 外国為替市場における売買に伴う円代金
- 五 証券外為
- 六 送金カバー
- 七 その他

(運営連絡会)

第4条 外国為替円決済制度運営連絡会の運営要綱は、別に定める。

第2章 参加銀行

第1節 資格の取得、喪失等

(加盟銀行および決済制度事務委託銀行の範囲)

第5条 規則第6条〔加盟銀行および決済制度事務委託銀行〕に定める金融機関とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 銀行法にもとづく銀行
- 二 長期信用銀行法にもとづく長期信用銀行
- 三 信用金庫法にもとづく信用金庫および信用金庫連合会
- 四 中小企業等協同組合法にもとづく信用協同組合連合会
- 五 農林中央金庫法にもとづく農林中央金庫
- 六 株式会社商工組合中央金庫法にもとづく商工組合中央金庫
- 七 その他事務委員会で認めた者

(加盟銀行の基準)

第6条 規則第7条〔資格の取得〕第2項に定める加盟銀行の基準は、支払指図電文の送信件数または受信件数が1日平均30件以上であると見込まれ、かつ、送信した支払指図電文に記載された金額の合計額または受信した支払指図電文に記載された金額の合計額が1日平均50億円以上であると見込まれることをいう。

(参加銀行の登録)

第7条 協会は、規則第7条〔資格の取得〕の規定により加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格を取得させる旨の事務委員会の承認があった場合には、これを直ちに参加銀行および日本銀行に通知し、参加申込書に記載の事項を当該加盟銀行または当該決済制度事務委託銀行が決済制度に参加する日に参加銀行名簿に登録するものとする。

(資格承継の届出または申込み)

第8条 規則第8条〔資格の承継〕第1項に規定する資格承継届出書ならびに規則第8条の2〔分割等による営業の一部の承継等による資格の承継〕第1項および第3項に規定する資格承継申込書には、加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格を承継させることを希望する旨および資格を承継する金融機関（以下「資格承継金融機関」という。）の名称、代表者、所在地、合併期日または営業もしくは事業の譲渡または承継が行われる日を記載するものとする。

2 加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格を承継させることを希望する金融機関は、前項の届出書または申込書に合併または営業もしくは事業の譲渡または承継の

相手方の金融機関と連署するものとする。決済制度事務委託銀行の資格を承継させることを希望する場合には、資格承継金融機関の受託銀行となる加盟銀行も連署するものとする。

- 3 協会は、加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格が承継される場合には、その旨を直ちに参加銀行および日本銀行に通知するとともに、加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格が承継される日に、資格を承継させる金融機関を参加銀行名簿から抹消し、資格承継金融機関を参加銀行名簿に登録するものとする。

(資格の変更)

第9条 協会は、規則第9条〔資格の変更〕第1項または第3項の規定による資格の変更があった場合には、これを直ちに参加銀行および日本銀行に通知し、変更日に参加銀行名簿に変更の登録をするものとする。

(加盟銀行および決済制度事務委託銀行の抹消)

第10条 協会は、加盟銀行または決済制度事務委託銀行が規則第10条〔資格の喪失〕の規定によりその資格を喪失した場合には、これを直ちに参加銀行および日本銀行に通知し、当該加盟銀行または決済制度事務委託銀行が資格を喪失した日に参加銀行名簿から抹消するものとする。

(事務関連事項)

第11条 規則第12条〔事務関連事項の届出〕に規定する統括部署、緊急連絡部署およびCLS関係統括部署について、参加銀行が届け出るべき事項は、次に定めるものとする。

- 一 部署名
- 二 電話番号
- 三 ファクシミリ番号
- 四 電子メール・アドレス
- 五 所在地

2 協会は、規則第12条〔事務関連事項の届出〕の規定による届出を受けた場合には、前項第4号の事項を除き、参加銀行および日本銀行に通知する。

(登録事項等の変更)

第12条 参加銀行は、参加銀行名簿に登録した事項または規則第12条〔事務関連事項の届出〕の規定により協会に届け出た事項を変更することとなった場合には、金融機関名等システムに係る事項の変更は変更日の1か月前まで、その他の変更は変更日の1

週間前までに書面により協会に届け出るものとする。

- 2 協会は、前項の届出を受けた場合には、これを直ちに参加銀行および日本銀行に通知し、変更日に参加銀行名簿等に変更の登録または記録をするものとする。

第2節 加入金および経費分担金の納付

(加入金)

第13条 規則第13条〔加入金の納付〕第1項に規定する加入金は、次の各号に定めるものとする。

- 一 加盟銀行 500,000 円
 - 二 決済制度事務委託銀行 50,000円
- 2 決済制度事務委託銀行が規則第9条〔資格の変更〕第3項の規定により加盟銀行となる場合には、前項の加入金の差額を資格の変更日までに納付するものとする。

(一般経費分担金の計算基準)

第14条 C L S 銀行および決済制度事務委託銀行に係る規則第14条〔一般経費分担金の納付〕に規定する一般経費分担金は、経費予算額の10%をすべての参加銀行で均等割した金額とする。

- 2 加盟銀行に係る規則第14条〔一般経費分担金の納付〕に規定する一般経費分担金は、経費予算額から前項によりC L S 銀行および決済制度事務委託銀行が負担することとなった一般経費分担金の合計金額を控除した金額のうち、20%を加盟銀行の均等割により計算した金額と、80%を加盟銀行の前年度に交換した支払指図に係る支払金額および受取金額の合計金額の割合により按分した金額とを合計した金額とする。
- 3 第1項にかかわらず、新たに参加した決済制度事務委託銀行に係る参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数（参加した日の属する月を含む。）に応じて月割計算した金額とする。
- 4 第2項にかかわらず、新たに参加した加盟銀行に係る参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数（参加した日の属する月を含む。）に応じて月割計算した金額とする。この場合において、第2項における前年度に交換した支払指図に係る支払金額と受取金額の合計金額は、参加した日から3か月後の応答日の前日までの間の実績を4倍したものとする。
- 5 加盟銀行について新たに参加した年度の翌年度の経費分担金の算出に当たっては、第2項の前年度に交換した支払指図に係る支払金額と受取金額の合計金額について、参加年度の実績をその年度末までの参加月数（参加した日の属する月を含む。）で除し、これに12を乗じたものをもって前年度の実績とみなして計算する。

(臨時経費分担金)

第15条 規則第15条〔臨時経費分担金の納付〕に規定する場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 規則第41条〔責任〕第3項の損害が生じたとき
- 二 その他決済制度の運営に関する経費が生じたとき

（経費分担金の納付時期）

第16条 規則第14条〔一般経費分担金の納付〕に規定する一般経費分担金は、協会の請求によって、次の各号に定める時期までに納付するものとする。ただし、協会は、第14条第3項または第4項により計算した経費分担金については、その納付時期をその金融機関が参加した日から4か月以内とすることができる。

- 一 加盟銀行 毎年、4月30日および10月31日までに各々その半額
 - 二 C L S 銀行および決済制度事務委託銀行 毎年、5月31日まで
- 2 規則第15条〔臨時経費分担金の納付〕に規定する臨時経費分担金は、総会が定めた日までに納付するものとする。

第3節 決済制度事務の委託

（受託銀行の基準）

第17条 規則第17条〔受託銀行〕第1項に規定する受託銀行に係る基準は、次の各号に定めるものをいう。ただし、協会が特別の事情があると認めた場合には、第1号に規定する基準を適用しない。

- 一 規則第7条〔資格の取得〕第3項に規定する参加申込書の提出時または規則第9条〔資格の変更〕第1項に規定する資格変更申込書の提出時において、前年度に交換した支払指図に係る支払金額または受取金額の1日平均の金額が1,000億円以上であること
 - 二 日銀ネットを利用した決済制度関係事務に係る電文の送受信において「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」に定めるファイルアップロード・ダウンロード機能を利用している金融機関またはコンピュータ接続行であること
- 2 規則第17条〔受託銀行〕第2項に規定する基準とは、前項第2号に掲げる基準をいう。

（受託銀行の変更の通知）

第18条 協会は、規則第19条〔受託銀行の変更〕第1項の規定により受託銀行の変更があった場合には、これを直ちに参加銀行および日本銀行に通知し、変更日に参加銀行名簿に変更の登録をするものとする。

第3章 交換決済手続

第1節 店 舗

(外為円入力店舗の届出)

- 第19条** 規則第20条〔外為円入力店舗〕第2項に規定する事項とは、店舗名、店舗コード、所在地および電話番号とする。なお、外為円入力店舗を1か店とすることを希望する者は、規則第20条〔外為円入力店舗〕第1項ただし書の各号のいずれに該当するかについても併せて届け出るものとする。
- 2 加盟銀行およびC L S銀行は、前項の届出事項を変更する場合には、変更日の1か月前までに書面により協会に届け出るものとする。
 - 3 協会は、前項の届出を受けたときは、直ちに日本銀行に通知するものとする。

(すべての外為円入力店舗を東京地区外に置く場合の措置)

- 第20条** 加盟銀行は、規則第21条〔すべての外為円入力店舗を東京地区外に置く場合の措置〕に規定する措置として、加盟銀行において日銀ネット端末装置または当該端末装置に係る回線等に障害が生じた場合に備えて、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。
- 一 バックアップ店舗または複数の外為円入力店舗を設置すること
 - 二 一の外為円入力店舗以外の営業所、事務所その他の施設に当該外為円入力店舗に係る「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」に定める端末認証装置（障害時用）を設置すること
 - 三 日本銀行本店において代行入出力を行う職員を東京地区に置くこと
 - 四 日本銀行のセンターにおいて出力した帳票を受領する権限を付与した者を東京地区に置くこと（この場合、被仕向銀行の承諾を得て支払指図の記載事項をファクシミリで連絡するとともに、当座勘定振替依頼書により外為円決済母店が当座預金取引を行っている日本銀行の支店に支払指図に係る資金の支払いを依頼する。）
 - 五 協会が日本銀行と協議のうえ前4号に準ずると認めた措置を講ずること
- 2 前項に規定する措置は、次の各号に定める時期までに講ずるものとする。
- 一 加盟銀行の資格を取得して新たに決済制度に参加するとき 資格を取得した後その参加の日まで
 - 二 外為円入力店舗を変更するとき 変更の承認を受けた後その変更の日まで
- 3 規則第21条〔すべての外為円入力店舗を東京地区外に置く場合の措置〕および本条に規定する東京地区外とは、協会への到着に通常1時間以上を要する地区をいう。

第2節 支払指図

（支払指図に係る手数料）

第21条 仕向銀行は、支払指図に関し手数料を徴求する場合には、支払指図に手数料の金額およびその清算方法を付記する。

（支払指図の交換時間帯）

第22条 規則第26条〔支払指図の交換時間帯〕第1項に規定する交換時間帯は、同時決済口支払指図については午前9時から午後2時まで、通常口支払指図については午前9時から午後5時までとする。ただし、規則第35条〔支払指図電文の入力時間帯の変更〕の規定により同時決済口支払指図電文の入力時間帯が変更される場合または日銀ネットの入力延長日において通常口支払指図電文の入力時間帯が変更される場合においては、この限りでない。

2 前項にかかわらず、CLS銀行および別の定めにより予め協会の承認を得た加盟銀行においては、通常口支払指図電文の入力締切時刻を午後7時とする。ただし、規則第35条〔支払指図電文の入力時間帯の変更〕の規定により通常口支払指図電文の入力時間帯が変更される場合には、当該入力締切時刻を最長午後8時までとする。

3 前2項にかかわらず、通常口支払指図電文の入力時間帯のうち、1時同時処理、3時同時処理、5時同時処理および翌営業日9時同時処理の時間帯は通常口支払指図電文の入力はできないものとする。

（支払指図の過誤）

第23条 規則第28条〔支払指図の取消し〕に規定する支払指図の過誤とは、仕向銀行の支払指図が重複送信その他取引先の委託にもとづかない送信であった場合または支払指図に被仕向銀行名相違、金額相違もしくは取引実行日相違があった場合をいう。

（支払指図の記載事項の変更）

第24条 規則第29条〔支払指図の記載事項の変更〕の規定により、支払指図の記載事項の変更を承諾した被仕向銀行は、規則第28条〔支払指図の取消し〕第3項に規定する方法によらず、変更を行うものとする。

（同時決済口支払指図の入力締切後の資金の返戻）

第25条 加盟銀行は、規則第28条〔支払指図の取消し〕第3項または規則第30条〔入金不能の支払指図の取扱い〕第2項の規定により同時決済口支払指図を行う必要がある場合において、同時決済口支払指図の入力が締切られているときは、取り消された同時決済口支払指図の仕向銀行に別途連絡のうえ、通常口支払指図の送信もしくは日銀ネットにより当座勘定（同時決済口）または当座勘定の振替依頼を行うことにより資金の返戻をすることができる。

（メッセージの種類）

第26条 規則第31条〔メッセージ交換〕に規定するメッセージは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 支払指図取消依頼
- 二 支払指図変更依頼
- 三 支払指図照会依頼
- 四 支払指図取消・変更・照会応答
- 五 その他（外国為替円決済の支払指図にかかわるもの）

第3節 雑 則

（出力帳票の保存）

第27条 規則第34条〔出力帳票の保存〕の規定により保存すべき出力帳票およびその保存期間は、次の各号に定めるものとする。ただし、CLS銀行にあっては、第1号、

第3号および第4号に掲げる出力帳票の保存を要しない。

- 一 外国為替円支払指図総計表（当座勘定（同時決済口））・・・・・・・・・・6か月
- 二 外国為替円決済明細（当座勘定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月
- 三 外国為替円支払指図総計表（合計）〔月次〕・・・・・・・・・・6か月
- 四 外国為替円支払指図総計表（当座勘定（同時決済口））〔月次〕・・・・・・・・6か月
- 五 外国為替円支払指図総計表（当座勘定）〔月次〕・・・・・・・・・・6か月

（緊急措置等）

第28条 協会は、規則第36条〔緊急措置等〕第1項または第2項の規定により必要な措置を講ずる場合には、直ちに参加銀行にその内容を通知するものとする。

2 規則第36条〔緊急措置等〕第1項に規定する必要な措置の内容は、別に定める。

(違算金の清算)

第29条 加盟銀行は、違算金が発生した場合には、支払指図ごとに別途清算を行うものとする。

2 加盟銀行は、違算金の清算を取引実行日の翌営業日以降に行う場合には、利息金を支払うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、違算金の清算に必要な事項は、別に定める。

第4章 罰 則

(遅延利息の計算方法)

第30条 規則第42条〔遅延利息〕の規定により遅延利息を算出する場合の計算方法は、両端入れ、年365日の日割計算とする。

第5章 雑 則

(端数の取扱い)

第31条 この細則に定めた計算を行うに当たり生じた端数の取扱いは、別に定める。

(付属規定)

第32条 この細則に関する必要な取扱要領は、協会の外国為替円決済制度運営部会の決議をもって、これを定める。

- 2 前項の取扱要領について改正する場合には、外国為替円決済制度運営部会の決議によるものとする。
- 3 協会は、外国為替円決済制度運営部会が前2項の決議を行った場合には、速やかに参加銀行および日本銀行に通知する。

（細則の改正）

第33条 この細則の改正は、協会の事務委員会の決議によるものとする。ただし、第14条〔一般経費分担金の計算基準〕の改正については、理事会の決議によるものとする。

- 2 協会は、前項の決議を行うに当たっては、日本銀行と協議する。
- 3 協会は、細則の改正を行ったときは、速やかに参加銀行および日本銀行に通知する。

以 上